

令和6年5月17日 議員全員協議会記録①

1. 招 集 年 月 日 令和6年5月17日

1. 招 集 の 場 所 議員協議会室

1. 開 会 令和6年5月17日  
午前8時45分

1. 閉 会 令和6年5月17日  
午後9時35分

1. 出 席 議 員

1 番 まつもと みき  
2 番 大 森 揚 子  
3 番 山 下 昌 和  
4 番 宇都宮 久見子  
5 番 信 宮 徹 也  
6 番 宇都宮 俊 文  
7 番 加 藤 美 香  
8 番 中 村 一 雅  
9 番 河 野 清 一  
10 番 山 本 英 明  
11 番 竹 崎 幸 仁  
12 番 小 玉 忠 重  
13 番 源 正 樹  
14 番 井 関 陽 一  
15 番 二 宮 一 朗  
16 番 兵 頭 学  
17 番 森 川 一 義  
18 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 管 家 一 夫  
副 市 長 酒 井 信 也  
総 務 部 長 山 住 哲 司  
政策企画部長 大野本 敦  
総 務 課 長 山 崎 徳 博  
税 務 課 長 谷 川 和 久  
財 政 課 長 安 岡 克 敏  
まちづくり推進課長 安 田 司  
福 祉 課 長 竹 内 克 之  
地域づくり活動センター  
推 進 室 長 清 家 昌 弘  
建 設 課 係 長 和 氣 新 五

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 片 山 勇 一

議 事 係 長 松 本 史 子

1. 協 議 案 件

1 行政案件

- ① 承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」
- ② 議案第57号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第1号）」について
- ③ 議案第56号「周木地域づくり活動センター改修工事請負契約について」
- ④ 議案第58号、第59号及び第61号「西予市特別職の委員の選任及び任命について」
- ⑤ その他「西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例について」

2 議会案件

（省略）

1. 協 議 の 経 過 別紙のとおり

開会 午前8時45分

**○片山議会議務局長**

ただいまから全員協議会を開会いたします。

座長の選任についてですが、本日の全員協議会を円滑に進めるため、地方自治法第107条を準用して、本日出席議員の年長の酒井宇之吉議員を座長としてお願いし会を進めたいと存じます。御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○片山議会議務局長**

それでは酒井議員、前のほうによろしくお願います。

**○酒井座長**

挨拶を行う。

**○片山議会議務局長**

続きまして、管家市長のほうから御挨拶お願いいたします。

**○管家市長**

挨拶を行う。

**○片山議会議務局長**

ありがとうございました。これより先は酒井座長が議事進行いたします。よろしくお願いします。

**○酒井座長**

それでは、協議案件に移りたいと思います。行政案件から始めます。まず初めに、「令和5年度西予市一般会計補正予算（第14号）」の概要についての説明の前に、専決処分の承認を求めることについて、安岡財政課長より説明を求めます。

**○安岡財政課長**

それでは、承認第4号「専決処分第4号の承認を求めることについて」、御説明いたします。

内容につきましては、令和5年度西予市一般会計補正予算（第14号）となります。配信させていただいております資料の1ページを御覧ください。

地方自治法第179条第1項に基づきまして、3月29日付けで専決処分した同補正予算について、同条第3項の規定により、市議会第1回、今回の臨時会に上程し報告するものでございます。

資料の2ページをお開き願います。

上段の補正予算書抜粋を御覧ください。

今回の補正予算であります、令和6年市議会第1回定例会において、令和6年3月18日に議決をいただきました繰越明許費の金額を167万

4000円から322万6000円に補正するものでございます。

物価高騰対応重点支援事業につきましては、住民税非課税世帯を対象に7万円を給付する事業であります、令和5年市議会第4回定例会において令和5年12月15日に議決をいただきまして、申請に基づき、順次給付処理を行ってまいりました。給付対象者数、及び給付実績を参考に、令和6年4月以降に支払い処理を行うための繰越明許費を設定しておりましたが、令和5年度最終の支払い処理以降、年度末にかけて、想定以上の申請受付がありまして、繰越明許費の金額に不足が生じることとなりました。令和5年度の最終支払い処理を終えた後の申請受付件数を10件と想定しておりましたが、繰越明許費の金額に設定していたわけなんですけども、実際には32件の実績でありました。

ここで、同事業の財源は、事業費に対しまして国の交付金100%であります。4月以降の支払い処理については、繰越明許費の予算措置が交付対象の条件であるため、今回既決いただいております繰越明許費の金額に、不足する額155万2000円を増額し、322万6000円に変更するものでございます。

説明は以上でございます。事業の詳細等の御質問については、同席させていただいております、事業担当課長にて対応させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○酒井座長**

専決処分の承認を求めることについては、説明は終わりました。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○酒井座長**

質疑もないようでございますので、続いて、次に議案第57号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第1号）」について、安岡財政課長の説明を求めます。

**○安岡財政課長**

引き続きそれでは議案第57号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第1号）」につきまして御説明いたします。

資料の3ページをお開き願います。

今回の補正予算案でございます、令和6年度

税制改正に基づく定額減税のほか、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関連する事業、また、令和6年4月17日に発生した豊後水道地震による被災した公共施設のうち、特に急を要する施設の修繕に係る経費を計上するものでございます。

資料の4ページをお開き願います。

まず、本市が取り組んでおります新たな経済に向けた給付金、定額減税一体措置につきまして、国から提供されました資料を参考に御説明いたします。同措置は、物価高の影響を受ける様々な層の国民の生活支援を行うものでございます。資料の左側に、本市の対応、予算措置など、書いておりますがそちらを御覧ください。

右の図で表示されています内容を年度ごとにまとめたもので、括弧の番号や着色した文字は右の図と対応させて表記しています。令和5年度におきましては、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯を対象に、1世帯当たり10万円を給付し、さらに同世帯の子供1人当たり5万円を加算し支給しております。

そして今回、下段になります令和6年度において、新たに住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税となる世帯を対象に、前回と同様、1世帯当たり10万円の給付と、子供1人当たり5万円を加算し支給するものであります。

なお、令和5年度支給対象者と令和6年度支給対象者が重複することはありません。

あわせて、令和6年度税制改正に基づきまして、定額減税が実施されることとなりますが、その内容につきましては、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において、納税者と配偶者を含めた扶養親族1人につき所得税で3万円、個人住民税で1万円が控除されるものでございます。ただし、納税者の合計所得金額が1805万円以下であることの制限が設けられております。

納税者と扶養する配偶者、子供2人の4人家族の家庭で例えますと、所得税で3万円×4人の12万円、個人住民税で1万円×4人の4万円、合計16万円が減税され、家計の下支えが行われるものでございます。

また、定額減税の恩恵を受けきれない方への方

策としまして、納税額から減税額を差引きまして、減税しきれない方につきましては、減税相当額に達するように、給付金として支給されることとなっております。

定額減税により、市税は1億3100万円の減収となりますが、国からの地方特例交付金によりまして、減税相当額が補填されることとなっております。それぞれの予算額を補正いたしております。

定額減税及び給付金の詳細につきましては、市のホームページや広報等で周知してまいります。

資料の5ページをお開き願います。ここから個別の事業概要について御説明いたします。

まず、税務課所管となります、定額減税調整給付事業及び会計年度任用職員給与費（定額減税調整給付事業）でございます。

定額減税調整給付事業につきましては、先ほどお話しましたが、物価高騰への支援として実施される定額減税において減税しきれないと見込まれる方に対し、定額減税相当額の恩恵を受けられるように、その差額を給付するものでございます。

定額減税しきれない方を7,900人と見込み、給付金3億4000万円に、印刷製本費、役務費及びシステム改修費等の事務費546万7000円を加えまして、合計3億4546万7000円を計上いたしております。

また、会計年度任用職員給与費では、同事業を円滑に進めるため、会計年度任用職員の任用に要する経費423万8000円を計上するものでありまして、2事業合計3億4970万5000円となるものでございます。

財源につきましては、事業費全額を国が負担するものとなっております。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、事業費同額を計上いたしております。

スケジュールにつきましては、7月上旬にシステム改修を行いまして、そののち、給付額算出作業を行い、8月下旬に対象者へ案内文書を発送、9月下旬から給付開始の予定でございます。

資料の6ページをお開き願います。

次は、福祉課所管となります、低所得者支援給付金支給事業及び会計年度任用職員給与費でございます。

低所得者支援給付金支給事業につきましては、

新たに住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税となる世帯を対象に、1世帯当たり10万円の給付と、子供1人当たり5万円を加算し支給するものでございます。

新たな世帯を700世帯、150人の子供の加算を見込みまして、給付金7000万円、子育て世帯加算金750万円に、印刷製本費、役務費、システム改修等の事務費159万6000円を加えまして合計7909万6000円を計上するものでございます。

また、会計年度任用職員給与費では同職員の任用に要する経費36万4000円を計上し、2事業合計7946万円となるものでございます。

財源につきましては、こちらも事業費全額を国が負担するものとなっております、同交付金として、事業費、同額を計上いたしております。

スケジュールにつきましては、6月にシステム改修後、対象者への案内文書を発送、7月上旬から給付開始の予定でございます。

最後に、豊後水道地震関連になります。次のページをお開きください。

令和6年4月17日に発生した豊後水道地震の影響により被災した公共施設等の修繕に係る経費を計上するものでございます。

今回の補正予算では、写真で御確認いただいておりますとおり、魚成及び高川の地域づくり活動センター、城川歴史民俗資料館において、屋根瓦の破損など、早期に復旧を必要とし修繕経費が多額となるものを予算化するもので、このほか窓ガラスの破損などの軽微な損傷は、当初予算の経常的な修繕予算にて対応いたしております。

なお応急復旧した案件の本復旧に係る経費や、復旧方法等の判断に時間を要する案件につきましては、次回の市議会定例会に上程するよう事務を進めているところでございます。

3施設の修繕に係る経費、合計915万9000円を計上し、財源としまして、事業費全額に公共施設整備基金を充てることといたしております。

私からの説明は以上でございます。事業の詳細等、御質問につきましては同席させていただいております事業担当課長にて対応させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○酒井座長

安岡課長の説明は終わりました。質疑はありま

せんか。

〔発言する者なし〕

#### ○酒井座長

質疑もないようでございますので、次に議案第56号「周木地域づくり活動センター改修工事請負契約について」。

#### ○酒井座長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時1分）

#### ○酒井座長

再開を告げる。（再開 午前9時2分）

次に議案第56号「周木地域づくり活動センター改修工事請負契約について」安田まちづくり推進課長の説明を求めます。

#### ○安田まちづくり推進課長

それでは、周木地区地域づくり活動センター整備事業において進めております周木地域づくり活動センター改修工事請負契約について、議案第56号で上程予定でございますので、その内容について御説明させていただきます。目次の1ページをお開きください。

それでは、周木地域づくり活動センター改修工事に関する入札結果と改修工事の概要について説明いたします。2ページをお開きください。

まず、入札結果についてですが、契約の対象、周木地域づくり活動センター改修工事。工事場所、西予市三瓶町周木（旧周木小学校）となっております。工事概要については、次ページで説明いたします。本工事につきましては、去る5月7日、電子入札による事前審査型一般競争入札の開札を行い、株式会社下元工務店代表取締役、下元和明氏と工事請負金額2億152万円で、5月8日に工事請負仮契約を締結いたしました。改修工事期間は、本契約日から令和7年2月28日までとし、令和7年4月1日からセンター運営を開始する予定としております。

次に、3ページをお開きください。

改修工事の概要について説明いたします。

本施設につきましては、西予市地域づくり活動センター推進計画に基づき、市民と行政とが協働によるまちづくりを行うため、周木地区における地域づくり活動の拠点施設として整備するものです。かねてより、地元の周木地区では、地域づくり活動センターの改修に関する検討委員会を立ち

上げていただき、施設の活用方針を御検討いただきました。地域の活用方針を踏まえた施設改修を進めてまいります。

旧周木小学校は、延べ床面積は2022平米、鉄筋コンクリート造の3階建ての施設となります。そのうち、用途変更を行い改修を行う場所は1階2階となり、面積は1341.3平米です。本施設の主な改修の内容につきましては、床、壁、天井の内装改修や照明のLED化、空調設備の設置のほか、運動場の一部に駐車場を整備する計画となっております。また、浄化槽など、必要となる法定改修工事を予定しています。

施設の特徴としては、1階にある調理室を加工所機能を有した施設へ改修いたします。地域づくり組織を中心に、地域内の住民に対して加工施設で調理・加工した総菜等を提供する、配食サービスの実施を計画しております。

次のページを御覧ください。

こちらの資料は、改修工事後に、センターとして利活用するエリアを赤線で囲っております。1階部分の全てと、2階の一部を改修し、利活用する計画となっています。

以上、簡単ではありますが、「周木地域づくり活動センター改修工事請負契約について」の説明とさせていただきます。

#### ○酒井座長

安田課長の説明は終わりました。質疑はありますか。

#### ○井関議員

入札額が2億という大きい金額が出とるわけなんですけども、これ、改修するということですが、これ、壊して新たなものを建てるという発想を検討はされたことあるんですか。

#### ○安田まちづくり推進課長

周木地区の中の検討委員会で相談させていただいたんですけど、新たに建てますと、単価が高くなりますので、やはり今、耐震性のあります周木小学校を利用するのが望ましいという意見となしまして、改修となった次第でございます。

#### ○井関議員

そしたら検討はして、両方の試算を出してみても、改修のほうが安く上がるということで、理解してよろしいですか。

#### ○安田まちづくり推進課長

はい、そうです。

#### ○酒井座長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○まつもと議員

試算されたと先ほどの井関議員の、実際、新しく建てるのの試算されたっていうことだったので、試算された額を教えてくださいいいですか。

#### ○安田まちづくり推進課長

建物の改修、範囲が1300平米です。で、今の建築単価でいきますと、平米が40万円から60万円で、平均あたり、50万円をとりますと、およそ5億円程度になるということで検討しておりました。

#### ○酒井座長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○酒井座長

ないようでございますので、これで打ち切らせていただきたいと思います。

#### ○酒井座長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時9分）

〔傍聴者退室〕

#### 【人事案件】

（非公開）

#### 【議会案件】

（省略）

閉会：午前9時35分

【署名】座長： 酒井 宇之吉